主

- ー 本件控訴をいずれも棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実

一 控訴人らは「原判決を取消す。被控訴人が平成九年高知市建築確認第H〇九認建高知〇〇〇四〇九号と平成九年高知市建築確認第H〇九認一高知〇〇〇〇〇四号とをもって、株式会社四国ツルカメに対して行った各建築確認処分を取消す。訴訟費用は第一・二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は主文同旨の判決を求めた。

二 本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

載のとおりであるから、これを引用する。 三 証拠関係は原審の証拠関係目録記載のとおりであるから、これを引用する。

理由

ー 当裁判所も、本訴において控訴人らに原告適格はないと考えるが、その理由 は、次のとおり付加するほかは原判決の「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の 判断」の項に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決二六頁七行目の末尾に改行のうえ、次を加える。

「(六) 控訴人らは、控訴人らが本件で求めている司法判断は、本件建物が建築基準法により、第一種中高層住居専用地域内において建築が認められた「公衆浴場」に該当するか否かの判断であり、控訴人らが本件建物が建築されることによる被害、交通の危険、安眠妨害等が建と返びで受ける騒音、排気ガスによる被害、交通の危険、安眠妨害等が建としての関連法規によって、具体的に制限する規定を置いているから、控訴人らが本件建物が建築されることによって受ける最ずる。しかしながら、控訴人らが本件建物が建築されることによって受けると表して、はながら、というが多に関連を表現し、対して、は控訴人の関連法規において、具体的な制限基準を設けていないと、反射的利益として保障しているとは解されないところである。」

ニーよって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却し、控 訴費用の負担につき、民事訴訟法六七条一項、六一条を各適用して、主文のとおり 判決する。

高松高等裁判所第四民事部 裁判長裁判官 大石貢二

裁判官 溝淵勝

裁判官 重吉理美